【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成21年11月20日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 GNI Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)) その他の者に対する割当 900,000円

【届出の対象とした募集金額】

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額

300,900,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

# 1【新規発行新株予約権証券(第30回新株予約権証券(希薄化防止型行使価額修正条項付))】

## (1)【募集の条件】

発行数	300個(新株予約権1個につき50,000株)		
発行価額の総額	900,000円		
発行価格	新株予約権1個につき3,000円		
申込手数料	該当事項はありません。		
申込単位	300個		
申込期間	平成21年12月7日(月)		
申込証拠金	該当事項はありません。		
申込取扱場所	株式会社ジーエヌアイ 経営管理部		
	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号		
払込期日	平成21年12月7日(月)		
割当日	平成21年12月7日(月)		
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店		

- (注) 1 . 第30回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成21年11月20日(金)開催の取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとします。
  - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 5.割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		 は名称	オリックス証券株式会社	
割当新株予約権数			300個	
払込金額	払込金額		900,000円	
	所在地		東京都中央区日本橋富沢町8番5号	
	代表者の氏名		代表取締役社長 北山 久行	
割当予定先の   内容	資本の額		3,000百万円	
	事業の内容		証券業	
	大株主		オリックス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有し ている割当予 定先の株式の 数	該当事項はありません。	
		割当予定先が 保有している 当社の株式の 数	該当事項はありません。	
	取引関	取引関係	該当事項はありません。	
	係等	人的関係	該当事項はありません。	

(注)1.割当予定先の概要及び当社との関係は、本届出書提出日現在におけるものです。

### 6. 増資の理由

当社グループは医薬品開発企業として、日本と中国における創薬研究、また中国における臨床開発などを手がけ、アジア(特に日本や中国)で多く見られる疾患のための治療薬開発に注力しております。当社グループは、中国の臨床試験ネットワークと日中の最先端の研究能力を活用して、ヘルスケア市場の成長率が世界で最も高い中国と、同市場規模が世界第2位である日本において、有利なコスト効率をテコにして新薬開発や事業開発を積極的に行っております。

現在、当社グループが保有する臨床パイプラインとして、中国おいて、F647に関する2つの第2相臨床試験 (特発性肺線維症治療薬と放射線性肺線維症治療薬)が終了し、またF351に関する第1相臨床試験(肝線維症治療薬)も終了しました。F647は、日本での肺線維症治療薬としての新薬承認および米国において同一化合物のIPF適用の新薬申請が受理された事実を基に、中国での新薬承認および薬剤製造販売認可を申請する予定であり、その他の治験も次段階へ進むことが視野に入ってきています。

EDINET提出書類 株式会社ジーエヌアイ(E05712) 有価証券届出書(組込方式)

創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社も創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっております。こうした背景の中、製造設備への投資を含めて今後更なる企業価値の向上のための投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題となっています。そこで今般、株主資本の増強を図り、財務体質の強化を目的として、第三者割当増資による資金調達を行います。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

F351(肝線維症治療薬:第1相臨床試験段階)

(用途)

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス(HBV)およびC型肝炎ウィルス(HCV)であります。F351は当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もありえます。(研究開発)

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成し中国国家食品薬品監督管理局(SFDA)の品質検査に合格しております。また前臨床試験では、薬(肝臓疾病)広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請(IND)を行い、平成19年12月より第1相臨床試験に入っております。

F647 (肺線維症治療薬:第2相臨床試験段階終了)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発症し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics,Inc.が中国での権利を有する化合物(F647)は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と瘢痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方は、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与(注射)ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

#### (臨床開発)

Shanghai Genomics, Inc.に対しSFDAより臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つの第2相臨床試験が終了しております。中国国家食品薬品監督管理局(SFDA)との協議を経て、弊社は、IPFの第3相臨床試験を凍結すること、早期条件付承認を目指すことを決定しています(平成20年9月公表)。現在、社外のGMP製造製剤施設と共同して、製造許可申請(NDA)に向けて必要なサンプルと文書の作成を進めており、平成21年内に許可される事を目指しています。

HBV

B型肝炎ウイルス (Hepatitis B virus)。肝炎を引き起こす 6 種類の原因ウイルスのひとつで B型肝炎を引き起こす。 HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス(Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

#### 創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

#### 線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す、線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

## 前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物(マウス、イヌ、ネコ、サルなど)による試験で、臨床 試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験(フェーズ )、第2相臨床試験(フェーズ )、第3相臨床試験 (フェーズ )の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3 相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、承認申請する国の厚生労働省から承認されれば上市される。

#### 創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。創薬ターゲット(製薬ターゲット)医薬品が疾患の治癒効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

#### パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。低分子化合物分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

### 特発性肺線維症(IPF)

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

## 7.割当予定先を選定した理由

割当予定先であるオリックス証券株式会社はオリックス株式会社が100%出資する証券会社であり、また東京証券取引所の取引参加者でもあります。これらのことから、その社会的信用性は高く、譲渡制限条項も付していることから、反社会的勢力等の介入リスクも極めて低いものと認識しております。

オリックス証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、かつ、当社における経営環境や資本政策が変化し、本新株予約権による資金調達が必要なくなった場合においても柔軟に対応いただけることを確認しております。(以下(2)新株予約権の内容等の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照のこと)

なお、オリックス証券と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式 に関連して貸株契約を締結する予定はありません。

## 8. 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、今般の資金調達に際し、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。まず、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスを比較した場合、当社の財政状況を勘案いたしますと銀行等の金融機関からの本資金調達予定額相当の借り入れは極めて困難であり、またこのような状況下で事業を安定して推進していくためには自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を模索してまいりました。エクイティ・ファイナンスのうち、当社の業績および株価の推移から勘案し、公募による資金調達も困難であるとの判断から内外の金融機関や事業会社等を対象とした第三者割当による資金調達の検討を進めてまいりました。そのような状況のなか、オリックス証券株式会社より、新株式および新株予約権の第三者割当をご提案いただきました。

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額20円(発行決議日の終値)以上、50円以下の価格帯でのみ時価の90%に修正されるため、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。また、潜在株式数は固定されていますので、際限なく希薄化が生じることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の2週間前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております(但し、割当先は当該通知を受領した日の5営業日以内であれば、本新株予約権を行使できる)。これにより発行後において割当先の積極的な権利行使を促すことができます。また、本新株予約権は、割当先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。

なお、デメリットとしては、第三部追完情報1事業等のリスクについて記載の通り、今回同時に発行する第三者割当による新株式の発行および新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、74,068,831株に対して、最大で15,500,000株増加し、最大で20.93%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。しかし、本新株予約権の発行により、当社の経営の安定化を実現するために必要な財務体質の強化が図られるものであり、また、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大が見込まれるため、合理的であると判断しております。

これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮 したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

### (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	株式会社ジーエヌアイ 普通株式		
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。		
	単元株式数は1,000株。		
新株予約権の目的となる	本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数と		
株式の数	して15,000,000株とする。(本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を交付す		
	る数は、50,000株とする。)		
新株予約権の行使時の払	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		
込金額	(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義す		
	る。) に割当株式数を乗じた額とする。		
	(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の		
	額(以下「行使価額」という。)は、当初20円とする。		
	2 . 行使価額の修正		
	本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所に		

おける当社普通株式の普通取引に係る終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但しかかる算出の結果、当初の行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額に相当する価額(下限行使価額)とし、50円を上回る場合は、50円(上限行使価額)とする。(なお、第3項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額および上限行使価額も同様に調整される。)

- 3. 行使価額の調整
- (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当 社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定め る算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

既発行普通株式数は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払 込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権 利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式 等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交 付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)また は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割 当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適 用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回 る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( )による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新 株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式 を交付するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) ×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額 数後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された 場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき交付普通株式数に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合 には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分 割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う 株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整 を必要とするとき。 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必 要とするとき。 その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行 使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調 整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考 慮する必要があるとき。 (5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ 書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびそ の適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知 する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行う ことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 新株予約権の行使により 300,900,000円 株式を発行する場合の株 上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額で 式の発行価額の総額 ある。ただし、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金 額の合計額は増加し、その後に行使価額が調整された場合は増加または減少する。また、新 株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消去した 場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。 1.各本新株予約権の行使に際しての発行価格は、行使価額に割当株式数を乗じた額とす 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 る. 式の発行価格及び資本組 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社 入額 計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、 計算の結果円位未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減じ た額とする。 新株予約権の行使期間 平成21年12月8日から平成22年3月31日。 但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って、当社が残存する本新 株予約権を取得する場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知を本新 株予約権者が受領してから5営業日までとする。

### 1			
<ul> <li>込取扱場所</li> <li>2. 新株予約権の行使請求収入場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店</li> <li>4. 新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。</li> <li>(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当 社が指定する口座に振り込むものとする。</li> <li>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</li> <li>新株予約権の可使の条件</li> <li>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li> <li>1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個 につき発行価額と同額で取得することができる。</li> <li>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社 の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転のカカカ発生日以前の取締役会におい て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。</li> <li>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>本新株予約権の譲渡に関する事項</li> <li>株計を持定のは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは</li></ul>	新株予約権の行使請求の	1.新株予約権の行使請求受付場所	
該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 4. 新株予約権の行使請求及び込込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求及び込込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当 社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の可使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 本新株予約権の譲渡に関す る事項 代用払込みに関する事項 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。  該当事項はありません。	受付場所、取次場所及び払	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋合駅前支店 4 . 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  新株予約権の可使の条件  各本新株予約権の一部行使はできないものとする。  1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権の全部を本新株予約権の実施し、当該株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得することができる。  本新株予約権の譲渡に関する時において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。	込取扱場所	2 . 新株予約権の行使請求取次場所	
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 4 . 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3 に記載の払込取扱場所の当 社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記1 に記載の行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  新株予約権の取得の 事由及び取得の条件  1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1個 につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社 の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会におい て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関す る事項  代用払込みに関する事項 該当事項はありません。  総当事項はありません。  総当事項はありません。  総当事項はありません。  総当事項はありません。  おれたのでは、第273条第 2 項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。  本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  まが未予め権の譲渡に同する 事項  は対しないに対しません。  まがよりません。  まがまりません。  まがまりません。  まがまりません。  まがよりません。  まがまりません。  まがよりません。  まがよりません。  まがよりません。  まがまりません。  まがまりません。 まがまりません。  まがまりません。  まがまりません。  まがまりません。 まがまりませ		該当事項はありません。	
4 . 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 新株予約権の譲渡に関する事項 はありません。  新株予約権の譲渡に関する事項 はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。		3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所	
(1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記 1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当 社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  各本新株予約権の最終の一部行使はできないものとする。  1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権1個 につき発行価額と同額で取得することができる。  2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社 の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会におい て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関す る事項  代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。		株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	
1 に記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  各本新株予約権の平部行使はできないものとする。  1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権の全部を本新株予約権の全部を表別は、当該株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項を取得することができる。  本新株予約権の譲渡に同けません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。		4.新株予約権の行使請求及び払込の方法	
る。 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の订使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項はありません。  該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。  該当事項はありません。		(1)本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に上記	
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。  自己新株予約権の取得の 1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  新株予約権の譲渡に関す 該当事項はありません。  総当事項はありません。  総当事項はありません。  総当事項はありません。  といて、おおは、前において、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対して、表に対して、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し		1 に記載の行使請求受付場所に対して、 行使請求に必要な事項を通知するものとす	
に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記3に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する  該当事項はありません。  該当事項はありません。  該当事項はありません。		<b>ర</b> ,	
社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の取得の 事由及び取得の条件  1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個 につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社 の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会におい て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関す る事項  代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  総職再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する		(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使	
(3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権ので使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個 につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社 の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会におい て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 があれていては、当社取締役会の承認を要するものとする。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。		に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記 3 に記載の払込取扱場所の当	
請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 新株予約権の譲渡に関する手項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する  該当事項はありません。		社が指定する口座に振り込むものとする。	
演される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 該当事項はありません。		(3)本新株予約権の行使請求の効力は、上記1に記載の行使請求受付場所に対する行使	
新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 1. 当社は会社法第273条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 該当事項はありません。		請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件  1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。  2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項  (代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する		資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。	
事由及び取得の条件 かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。  2 . 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 該当事項はありません。	新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	
につき発行価額と同額で取得することができる。  2 . 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項  (代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する	自己新株予約権の取得の	1. 当社は会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告した上で、	
2 . 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項  代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する  該当事項はありません。	事由及び取得の条件	かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個	
の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項  代用払込みに関する事項  裁当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する		につき発行価額と同額で取得することができる。	
て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知 又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 発行価額と同額で取得することができる。 新株予約権の譲渡に関す る事項 代用払込みに関する事項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する		2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社	
又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関する事項  代用払込みに関する事項  該当事項はありません。  組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する		の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会におい	
発行価額と同額で取得することができる。  新株予約権の譲渡に関す 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  の事項		て本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知	
新株予約権の譲渡に関す。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。		又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を	
る事項		発行価額と同額で取得することができる。	
代用払込みに関する事項 該当事項はありません。 組織再編成行為に伴う新 該当事項はありません。 株予約権の交付に関する	新株予約権の譲渡に関す	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新 該当事項はありません。 株予約権の交付に関する	る事項		
株予約権の交付に関する	代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	
	組織再編成行為に伴う新	該当事項はありません。	
車頂	株予約権の交付に関する		
*****	事項		

#### (注)発行条件等の合理性

#### (1)本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### (2) 本新株予約権証券及び株券の発行

当社は、新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。また当社は、株券不発行会社であるため、本新株予約権の行使に伴って株式を取得した場合においても、株券は発行しません。

### (3)払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株予約権の払込金額は、第三者評価機関(株式会社プルータス・コンサルティング)に算定を依頼したうえで決定しております。

発行価額は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の買取契約に定められた諸条件、当該発行決議に先立つ当社株式の株価、売買出来高、当社株式の価格変動性(ボラティリティ)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考とし、割当先であるオリックス証券株式会社と充分な協議を経たうえで、公正な価額であると判断し、本新株予約権1個の払込金額を金3,000円(1株当たり0円6銭)といたしました。

また、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨て)に修正されます。但しかかる算出の結果、当初の行使価額20円を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額20円(下限行使価額)とし、50円を上回る場合は、50円(上限行使価額)といたします。この払込金額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しております。払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会の意見等は、以下のとおりです。

本新株予約権の払込金額は第三者評価機関の算定結果を参考に決定しており、今般の価格算定に際し、第三者評価機関から評価書および弁護士(東京青山・青木・狛法律事務所)から法律意見書を徴収しております。

また第三者評価機関の算定にあたっては、監査委員会による第三者評価機関との面談をおこない、評価ロジックなど 算定根拠に関してヒアリングを行なっております。

これらの結果、当該第三者評価機関による前記価格算定モデルおよび算定結果は妥当であり、適法であると弁護士は 意見を述べております。なお、本新株予約権の払込金額の決定については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議に 出席した、監査委員会全員が同意しております。

### (4)発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成21年9月30日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は74,054個(自己株式等を除く完全議決権株式数は74,054,000株)で、新株及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は15,500個(発行予定株式数は15,500,000株)であり、希薄化率は最大20.93%となります。

このため、結果として当社株式の1株あたりの株式価値が希薄化することとなりますが、業績の進捗、将来の事業構築や株価の上昇および当社株式の流動性等により行使が促進される本新株予約権の性質から、実際には株価等の上昇局面において段階的に希薄化が進行するため、結果として市場に過度の影響を与えるものではないと考えております。当社を取り巻く厳しい事業環境下で、手元流動資金を確保し、財務体質の健全化を図ることが、事業の再建を加速させ、また今後の当社の経営基盤の安定化を実現するとともに、当社の競争力、収益力の一層の強化に資するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値の向上により回収可能であると判断しております。

当社は株式数増加による希薄化による影響を上回るよう企業価値の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいります。既存株主の皆様におかれましては、当社の現状をご理解いただき、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

このような考えのもと、平成21年11月20日開催の当社取締役会では、本新株予約権の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役委員会から、本新株予約権に関し独立した第三者機関が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む本資金調達に関する取締役会の判断に基づく本新株予約権の発行については、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

### (5)割当先の保有方針および転換(行使)制限措置

本新株予約権の割当先であるオリックス証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式について、長期間保有する意思を有しておらず、また、継続保有に関する取り決めもないことから当該当社株式を適時適切に売却する予定です。(なお、株式会社東京証券取引所の定める規定に基づき、割当先は、本株式の割当を受ける日から2年間において、本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容について当社に書面にて報告する旨の確約書を受領する予定であります。)

当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434 条第 1 項および同施行規則第436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、割当先であるオリックス証券株式会社が、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB 等の取扱いに関する規則」に準じ、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む各暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わないようにさせ、また、同社が制限超過行使を行わないことについて合意する予定です。また、上記割当先の行使制限にかかる義務は、本新株予約権が譲渡された場合その譲受人にも承継される旨合意する予定です。

#### (6)割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当先であるオリックス証券株式会社に対し、(1)割当先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政 状態について確認をしており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

#### (7)株券貸借に関する契約

割当先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

#### (8)割当先の空売りに関する方針

割当先は、一切空売りを致しません(つなぎ売りを除く)。

## (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
300,900,000	10,900,000	290,000,000

- (注) 1. 上記発行諸費用の概算額10,900,000円には、弁護士報酬、第三者機関による価格算定、登記書類作成などの費用が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(900,000円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(300,000,000円)の合算した金額であります。
  - 3 . 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引概 算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

(優先順位の高い順に記載)

具体的な使途	金額 (概算)	支出予定時期
F647の製造設備(合成反応機器、精製設備、乾燥粉砕機、包装	150百万円	平成22年4月頃~
機械などの設備)を購入するための支出		
F647の製造に要する原料・資材・副資材などを購入するた	50百万円	平成22年7月以降~
めの支出		平成22年12月頃
F351の臨床試験 (第2相臨床試験)を継続するための支出	90百万円	平成22年1月以降~
		平成23年12月頃

- (注) 1. 本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。
  - 2. 本新株予約権の行使は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の払込みによる調達額、調達時期につきましては、 新株予約権の行使状況によって決定されます。
  - 3.上記の金額は本新株予約権が全て行使された際に出資される価額の総額であり、行使期間内に行使されない場合、あるいは当社がこれらの新株予約権を取得し消却した場合には、上記の金額は減少いたします。
  - 4. 上記の金額は本新株予約権が当初行使価額(20円)で全て行使された際に出資される価額の総額であり、行使期間内に行使されない場合、当社がこれらの新株予約権を取得し消却した場合には上記の金額は減少いたします。また行使価格が修正された場合には、上記の金額は増加いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は当社グループが保有する臨床パイプラインの1つであるF647に対して、日本での肺線維症治療薬としての新薬承認の事実を基に、中国での薬剤製造販売認可を申請する予定です。また、その他の臨床パイプラインも次段階へ進むことが視野に入ってきています。こうした背景の中、製造設備への投資を含めて今後更なる企業価値の向上のための投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題であると考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。

6. 当社がF647の新薬承認申請をしても、承認が降りなかった場合、調達資金は下位のF351の臨床試験を継続する為に使われる予定です。

### 【募集に関する特別記載事項】

当社は本届出書に記載の第三者割当による第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)発行と同時に、下記の通り第三者割当による新規株式発行をいたします。

### 新規発行株式の概要

(1) 発行	期日	平成21年12月7日
(2) 発行	新株式数	×××株
(3) 発行	価額	xxx円
(4) 調達	資金の額	xxx円
(5) 募集	又は割当方法	第二老朝坐 (十日,4月7年举州平春节)
(割	当先)	第三者割当 (オリックス証券株式会社)

### (注)本新株式の特徴

### 1.譲渡の通知

株式会社東京証券取引所の定める規定に基づき、割当先は、本株式の割当を受ける日から2年間において、本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容について当社に書面にて報告する旨の確約書を受領する予定であります。

#### 2. 発行価額

発行価額の総額は、平成21年11月20日の終値に90%に発行数を乗じた額であります。

本増資における発行価額は、発行決議日(平成21年11月20日)に東京証券取引所が公表した当社株式の終値をもとに 円 (ディスカウント率10%、円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨て)といたしました。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議のうえ、決定したものであります。なお、当該発行価額が、割当先に特に有利でないとの見解を当社監査役並びに当社弁護士より得ております。

### 第2【売出要項】

該当事項ありません

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第8期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本届出書提出日までの間において、新たに、以下の事業等及び財務上のリスクが生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。

本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成21年11月20日現在の事項であり、将来に関する事項 は本届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (追加事項)

## 11. F 647 (IPF治療薬)の新薬申請の準備

当社は、平成21年1月21日および平成21年7月14日に発表いたしましたとおり、F647 (IPF治療薬)の新薬申請の準備を急いでおり、本年度中に新薬申請を予定しております。しかし、当該申請が行われたとしても、これが承認されない可能性もございます。また、新薬承認が下りたとしても、中国において新薬を販売する為に、製造に関する申請と許可が必要となります。

### 12. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況

当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物(F647、F351、F1013)をパイプラインに持ち、中国で臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の安全性と有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。しかしながら、創薬の上市に関しては、同一主成分で同一治療対象の薬剤が日本で承認されたとしても、中国政府の承認に際し必ずしも100%認可されるという保証はありません。また、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、平成21年12月期第2四半期連結会計期間(当社は、決算期を3月末から12月末に変更しております。この結果、当連結会計年度は4月~12月までの9か月決算となっております。)は153、046千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、67、912千円のキャッシュ・フローの減少となっております。

上記の事象から、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。平成21年12月期第2四半期連結累計期間における新経営計画の進捗状況は以下のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度(平成21年3月期)に引き続き人員を削減いたしました。Shanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた66名の従業員を、平成21年12月期第2四半期連結会計期間末(平成21年9月末)において59名まで減少させております。また前連結会計年度に就任していた12名の取締役及び監査役は、定時株主総会で委員会設置会社に移行したことに伴い6名まで減少しております。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減いたしました。当社は、平成21年3月に、新しい事務所に移転したことで、賃料を削減させております。また当社グループは、事業規模の縮小に伴い、委託先を変更したことで顧問報酬や専門家報酬を削減させております。

これらの結果、平成21年3月期第2四半期連結累計期間に計上した営業損失608,411千円は、平成21年12月期第2四半期連結累計期間において303,759千円まで大幅に削減いたしました。また平成21年3月期第2四半期連結累計期間に支出した営業キャッシュ・フロー526,081千円も、平成21年12月期第2四半期連結累計期間において165,427千円まで大幅に削減いたしました。当社グループは、新経営計画を達成できるように、引き続きグループー体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、平成21年12月期第2四半期連結会計期間末から1年超の必要資金を賄いうる体制にいたします。しかし、これらの対応策を関係者との協議を重ねながら進めている途上であり、もし予定したスケジュールでF647が上市できなければ、投資が回収できず、資金も枯渇するため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると言えます。

なお、当社グループは上記のような対応策を実行中であるため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として 作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

### 13. 第三者割当により発行される新株式および新株予約権の行使による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成21年11月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式および新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行および新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、74,068,831株に対して、最大で15,500,000株増加し、最大で20.93%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。

## 14. 資金調達リスクについて

今回の第三者割当による新株式発行および新株予約権の全ての権利行使により、総額310,900千円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先であるオリックス証券株式会社からの払込が実行されない場合、当社の運営に影響を与える可能性があります。

### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年4月1日	平成21年 6 月19日
	(第8期)	至 平成21年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成21年7月1日	平成21年11月16日
	(第9期第2四半期)	至 平成21年9月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

### 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

## 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

<sup>2</sup> 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川一郎 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田叙男 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月21日にEvo Fundとの間で締結していた第三者割当による包括株式買取契約を解除した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛 業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀四郎 業務執行社員

### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

### < 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

付記事項に記載されているとおり、平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会に於いて、コーポレート・ガバナンス強化を目的として、委員会設置会社への移行が承認された。この組織形態の変更は、翌連結会計年度以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

<sup>2</sup> 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛 業務執行社員

指定社員 公認会計士 高尾秀四郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追加情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 一郎

指定社員 業務執行社員 公認会計士 金 子 寛 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPC との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

<sup>2</sup> 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀 四 郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>1</sup> 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

<sup>2</sup> 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。